

議案第61号

平成30年度当せん金付証券の発売限度額を定める件

平成29年(2017年)11月29日提出

札幌市長 秋元克広

当せん金付証券法(昭和23年法律第144号)第4条第1項の規定により、平成30年度において札幌市が発売する当せん金付証券の発売限度額は、18,100,000千円と定める。

(理由)

札幌市が発売する当せん金付証券の発売限度額を定めるため、本案を提出する。